

奈良県告示第三百九十二号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（フードクリエイティブ学科）の項中「

総合得点
合格発表の日 から起算して 一月間

を

（AO入試） 書類審査の得点及び順位	（一般入試） 書類審査及び面接試験の 得点及び順位
合格発 から起 一月間	書類審 面接試 に、そ の合格 日から て一月

表の日 算して	査及び 験ごと れぞれ 発表の 起算し 間
------------	--------------------------------------

に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（アグリマネジメン

ト学科)の項中

総合得点

合格発表の日
から起算して
一月間

を

(AO入試)

面接試験の得点

(一般入試)

書類審査及び面
得点及び順位

及び順位

合格発表の日
から起算して
一月間

接試験の

書類審査及び
面接試験ごと
に、それぞれの
合格発表の
日から起算し
て一月間

に改める。